

部 長 各 位

市 長

平成 31 年度予算編成の基本方針について

1. 国の動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、我が国の経済は、5年半に及ぶアベノミクスの推進により大きく改善しており、企業部門の改善が家計部門に広がり、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善し、多くの企業で5年連続のベースアップが行われるなど、民需を中心として長期間にわたり景気回復が続いているとしている。

また、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長をしていくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大することにより、潜在成長率の引上げを進め、成長と分配の経済の好循環を目指すとし、2019年10月1日における消費税率の10%引上げを確実に実現できる経済環境を整備するとともに、消費税率引上げによる需要変動の平準化に万全を期すとしている。

財政面においては、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持するとともに、景気回復が鈍化する可能性や社会保障関係費の増大も想定される場合には、景気を腰折れさせないよう機動的に対応し、経済成長を確実に実現する対応を取る必要があるとしている。

地方財政については、地方の歳出総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしているが、一方で地方交付税については、改革努力等に応じた配分強化が検討されるなど、地方行財政改革を推し進める方針が示されており、こうした国の動向について、今後も十分留意する必要がある。

2. 本市の財政状況及び予算編成基本方針

昨年度において改訂した財政健全化計画では総額で約8億7千万円の効果があつたにも関わらず、平成29年度における普通会計の決算では、前年度からの繰越金や基金からの繰り入れを考慮した実質単年度収支は約2.8億円の赤字となっている。さらに、経常収支比率についても、101.7%と前年度に比べ1.4ポイント悪化し、新市発足以来、初めて100%を超えた昨年からさらに財政の硬直化が進んだ状況となった。

平成31年度の財政見通しは、歳入面では、市税の伸びが見込めない中で、合併算定替が削減されることによる普通交付税の減少や全国的な大規模災害による特別交付税の減少などかなりの減少が見込まれる。

一方、歳出面では小中学校における空調設備の新設事業経費や頻発する災害対策のための経費など突発的に必要な経費が増加していることや、公共施設等の老朽化・長寿命化対策、また社会保障関連経費として、障がい者自立支援給付費、子ども子育て支援制度、幼児教育の無償化、後期高齢者医療費、介護保険給付費などの増加が見込まれるとともに、病院事業会計や公共下水道事業特別会計への多額の繰出しも引き続き必要となることから、多額の財政需要が予想される。

本年度から10年間を期間とする第2次長期総合計画についても、先行的に取り組むプロジェクトを中心として実施しており、計画で定められた目標達成にむけ各種施策を着実に推進する必要がある。

これらのことから、平成31年度予算編成に当たっては、財政健全化計画を各項目ごとについて着実に実行するとともに、現在大きな負担となっている公債費の償還を抑えるため、本年度策定している公共施設等整備計画および市債の発行方針に基づき普通建設事業の必要性及び緊急性を精査し地方債の発行を制限する。

このような厳しい財政状況の中にあっても、職員一人ひとりが市政や財政状況を常に認識し、知識や経験を最大限に発揮するとともに、これまで以上に全庁的な視点を持って、補助金の効果的な活用や使用料の見直しなどにより歳入を確保するとともに、全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化などにより、選択と集中による歳出の重点化を図っていく必要がある。

平成 30 年 10 月 4 日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

平成31年度予算編成要領

本市の財政状況は、財政健全化計画による年間 6 億 5 千万円の一般財源確保に向け取り組んだ結果、平成 29 年度決算としては目標を上回る約 8 億 7 千万円の実績を確保した。しかしながら、経常収支比率は 100%を超えた昨年度よりさらに 1.4%悪化の 101.7%と、財政構造の硬直化は一層進んでいる。また、平成 30 年度は一般財源化基金を約 11 億円取り崩しての予算編成となるなど、極めて厳しい財政状況に変わりはない。

こうした中、今年度においても財政健全化計画の見直しを予定しており、全ての経費を対象にその必要性を再検証し、更なる歳出抑制を図ることとしている。

平成 31 年度当初予算編成においては、健全化計画にかかる経費削減を確実に反映させるとともに、特に、昨年度削減目標額に届かなかった物件費等のランニングコスト縮減に積極的に取り組むこととする。また、消費税が 8%ら 10%に引き上げられる見込みであるが、引き上げ相当分はコスト削減により生み出すことを目標とする。

編成作業にあたっては別紙基本事項及び留意事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られたい。

なお、平成 31 年度当初予算要求は、財政課提出前の第 1 次査定を部長査定と位置付け、要求書は全て部長が査定を行ったものとして取り扱うこととする。各部における施策全般について優先順位を考慮のうえ、財政運営の健全化を念頭にメリハリのある予算要求をお願いする。

基本事項

- (1) 平成 31 年度当初予算は、1 年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算を注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 委託については、直接実施が可能なものまで安易に外部委託がされていないか業務内容について再検証をおこない、業務の専門性や経費削減効果が十分説明できるものとする。
- (5) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。
なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、財政課に積極的に提案すること。
- (6) 事務事業評価結果を確認し、その目標値や評価等に基づき予算を要求すること。
- (7) 政策的事業については、政策調整会議（実施計画対策事業を含む）で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に政策企画室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。
- (8) 財政健全化を進める中で、従来からのスクラップアンドビルドを徹底すべく、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削減に留まるだけでなく、原則として一つの新規事業につき、一つの事業の

廃止を前提として予算要求し、適切な事務量とすること。

- (9) 職員数の削減については、職員採用計画に基づき実施することとする。
なお、各課の職員配置数については、財政課が実施する業務体制ヒアリングをもとに決定することとする。
また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。
- (10) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。
また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。
- (11) 普通建設事業等については、特殊事情を除き「市債の発行方針」に基づき市債の発行が年間 8 億円を超えない範囲での事業費とし、今年度取りまとめる今後 10 年間の公共施設等整備計画に基づく長寿命化事業や、公共施設等総合管理計画（個別方針編）に基づき施設総量の縮減につながる事業に財源を優先配分する。
- (12) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。
なお、今後も大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。
- (13) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担をしたり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。
特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。
- (14) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。
特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。
また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。
なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基

準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成 31 年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の 2 分の 1 以内とする。

- (15) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。
- (16) 予算要求にあたっては、従来どおりの形式を踏襲することなく、必要性を十分に精査したうえで、特に経常的経費については一般財源ベースでの削減を念頭においての予算要求すること。
- (17) 平成 31 年 10 月から消費税率引き上げが予定されているが、消費税増税分を見込んだうえで予算要求を行うこと。ただし、安易に予算要求に上乘せするのではなく、経営努力、合理化等により、引き上げ相当分のコスト削減に努めること。
- (18) 平成 29 年度決算ベースで健全化目標が未達成となった物件費（賃金除く）及び補助費については、平成 30 年度当初予算から、物件費で 1 億円、補助費で 5 千万円の削減を目指す。
- (19) 予算要求は、第 1 次査定として位置付ける部長査定を受けたものを提出すること。